

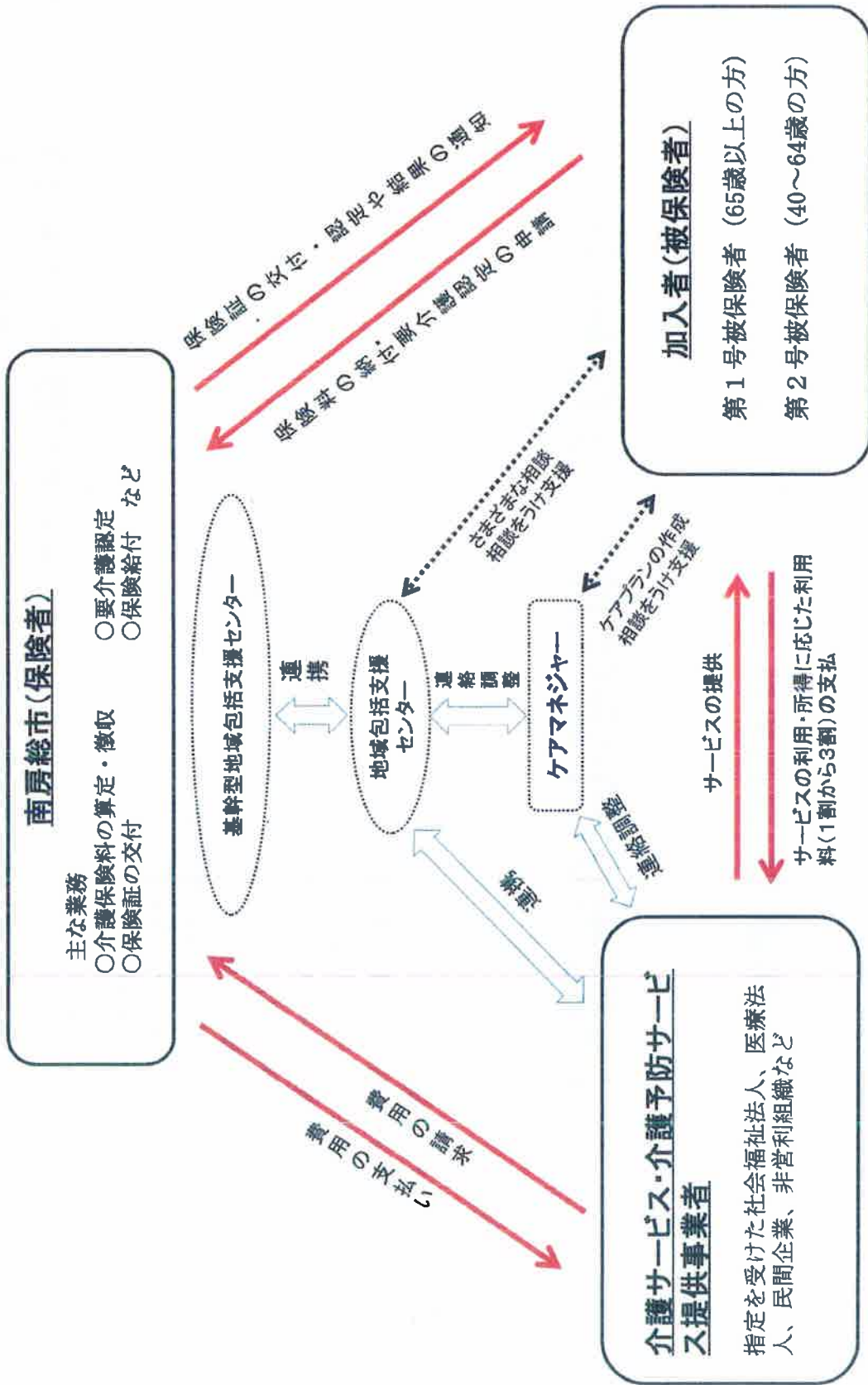
介護保険事業運営協議会資料(令和3年度第1回会議)

南房総市の介護保険制度の概要

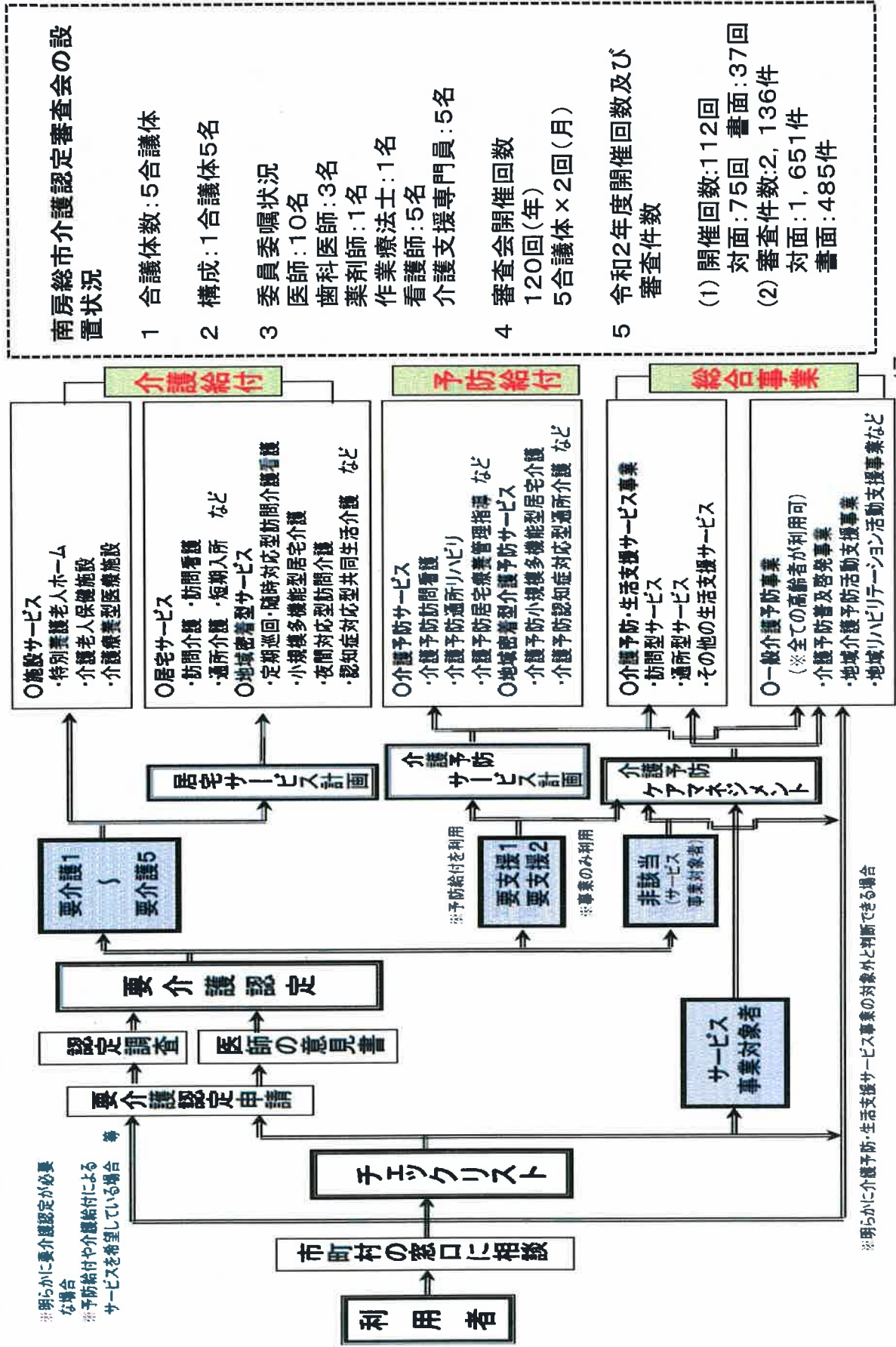
- 1 介護保険制度のしくみ
- 2 要介護認定及び事業対象者について
- 3 介護保険サービスの種類
- 4 地域密着型サービスについて
- 5 地域支援事業について
- 6 特別会計予算(令和3年度)
- 7 介護保険料(第1号被保険者保険料)
- 8 高齢者人口・高齢化率の推計
- 9 要介護認定者の推計

健康支援課 介護保険係
高齢者福祉係

1 介護保険制度のしくみ



2 要介護認定及び事業対象者について



3 介護保険サービスの種類

	<p>市町村が指定・監督を行うサービス</p>	<p>事業所指定状況</p>
<p>都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス</p>	<p>市町村が指定・監督を行うサービス</p>	<p>事業所指定状況</p>
<p>介護給付を行うサービス</p>	<p>市町村が指定・監督を行うサービス</p>	<p>事業所指定状況</p>

- ◎居宅介護サービス
- 【訪問サービス】
- 訪問介護（ホームヘルプサービス）
 - 訪問入浴介護
 - 訪問看護
 - 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与
- 特定福祉用具販売
- ◎施設サービス
- 介護老人福祉施設
 - 介護老人保健施設
 - 介護療養型医療施設
 - 介護医療院

- ◎地域密着型介護サービス
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - 夜間対応型訪問介護
 - 地域密着型通所介護
 - 認知症対応型通所介護
 - 小規模多機能型居宅介護
 - 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
 - 地域密着型特定施設入居者生活介護
 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- ◎居宅介護支援

- ◎介護予防サービス
- 【訪問サービス】
- 介護予防訪問入浴介護
 - 介護予防訪問看護
 - 介護予防訪問リハビリテーション
 - 介護予防特定施設入居者生活介護
 - 介護予防福祉用具貸与
 - 特定介護予防福祉用具販売
- 【通所サービス】
- 介護予防通所リハビリテーション
- 【短期入所サービス】
- 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
 - 介護予防短期入所療養介護

- ◎地域密着型介護予防サービス
- 介護予防認知症対応型通所介護
 - 介護予防小規模多機能型居宅介護
 - 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ◎介護予防支援

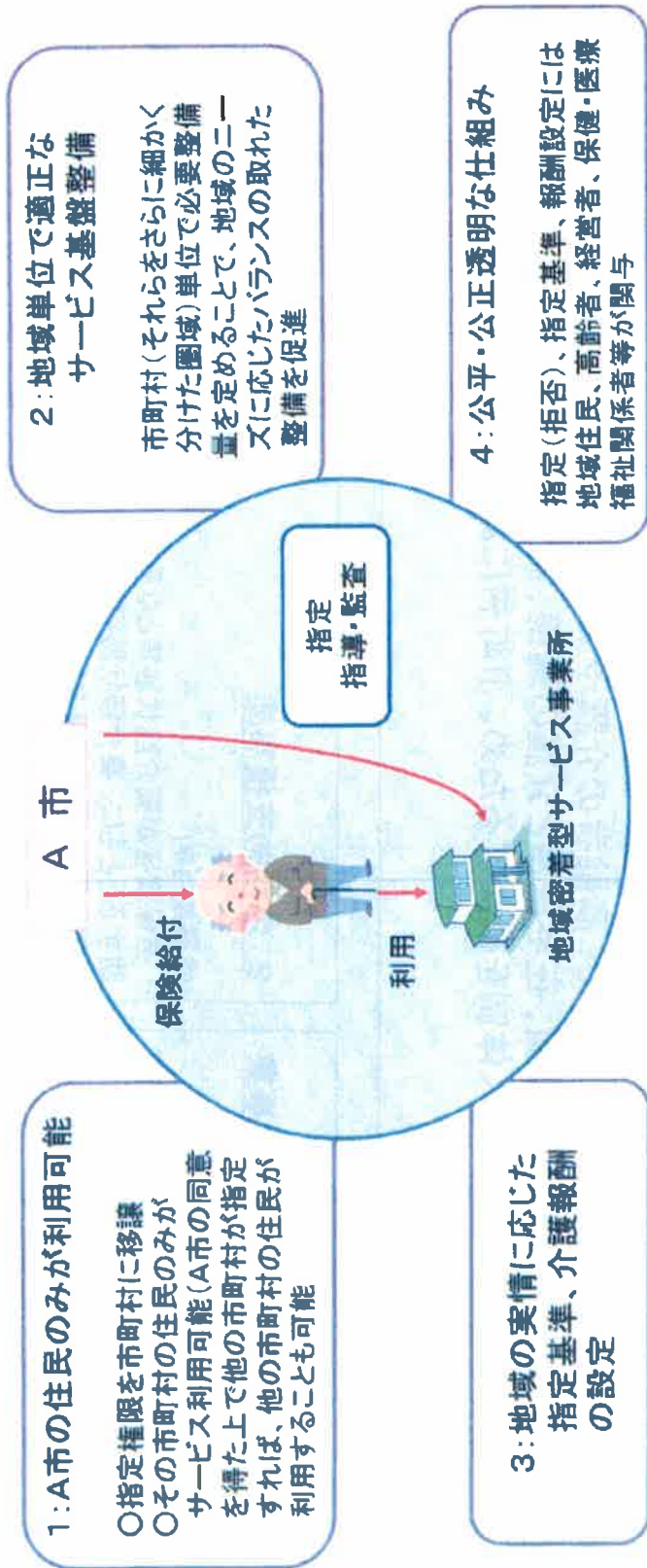
- ◎地域密着型通所介護
- 10事業所
三芳・千倉・丸山・和田圏域
- ◎認知症対応型通所介護
- 4事業所
富浦・白浜・千倉圏域
- ◎小規模多機能型居宅介護
- 3事業所
白浜・千倉・丸山圏域
- ◎認知症対応型共同生活介護
- 6事業所
富浦・白浜・千倉・丸山・和田圏域
- ◎地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 1施設
富山圏域
- ◎居宅介護支援
- （平成30年4月 権限移譲）
24事業所（R.3.12.1現在）

4 地域密着型サービスについて

平成17年度介護保険法改正

地域密着型サービスの創設

要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されること適当なサービス類型(＝地域密着型サービス)を創設



5 地域支援事業について

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の介護予防・社会参加に向けた取り組み、見守り体制の強化、生活支援体制の整備、在宅医療と介護の連携、認知症高齢者への生活支援等を推進し、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、市町村において「地域支援事業」を実施します。

1 介護予防・日常生活支援総合事業

◎事業目的

被保険者の介護予防及び地域における自立した日常生活支援のための施策を総合的かつ一体的に行います。

◎事業内容

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス

イ 通所型サービス

ウ その他生活支援サービス

エ 介護予防ケアマネジメント

(2) 一般介護予防事業

ア 対象者把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

2 包括的支援事業

◎事業目的

被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となっても、可能な限り、地域で自立した日常生活ができるよう支援します。

◎事業内容

(1) 地域包括支援センターの運営

ア 介護予防ケアマネジメント

イ 総合的な相談支援業務

ウ 権利擁護業務

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(2) 社会保障の充実

ア 地域ケア会議の推進

イ 在宅医療・介護連携の推進

ウ 生活支援体制の整備

エ 認知症施策の推進

3 任意事業

◎事業内容

(1) 介護給付費適正化事業

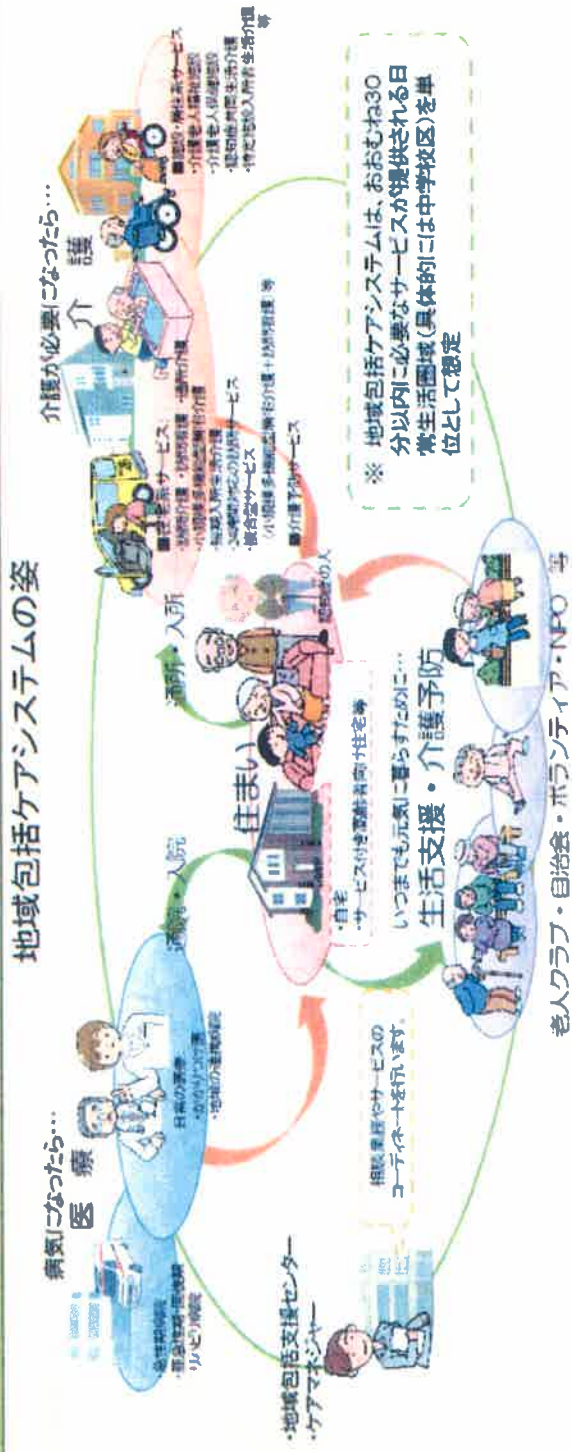
(2) 家族介護支援事業

(3) 被保険者の地域における自立した日常生活への支援

地域包括ケアシステムとは

地域包括ケアシステム

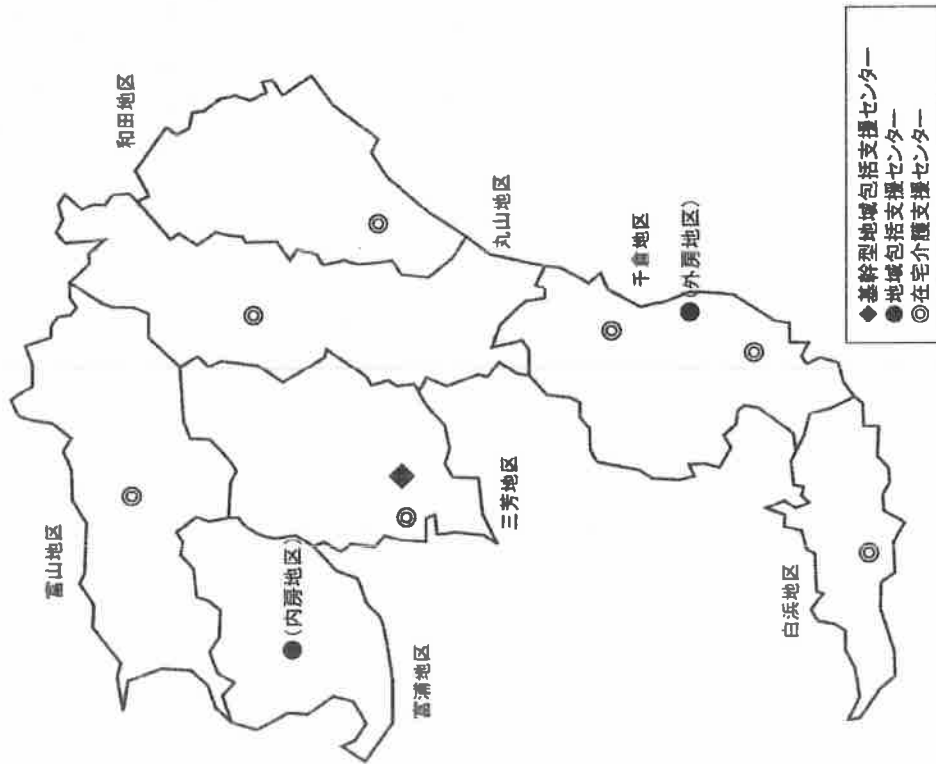
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。**
 - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
 - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。**



出典：厚生労働省資料

地域包括支援センター等設置状況

南房総市の日常生活圏域（7圏域）：旧町村単位



圏域別人口、高齢化率 (R3.4.1現在)

日常生活圏域	人口	高齢者数	高齢者の割合 (%)	高齢者数	高齢者の割合 (%)
内房地区	富浦	1,970	45.18	5,766	33.94
	富山	2,221	45.77		
	三芳	1,575	39.95		
外房地区	白浜	2,348	52.47	11,221	66.06
	千倉	4,649	46.33		
	丸山	2,152	46.36		
	和田	2,072	46.95		
市全体	36,719	16,987	46.26	16,987	46.26

(住民基本台帳人口)

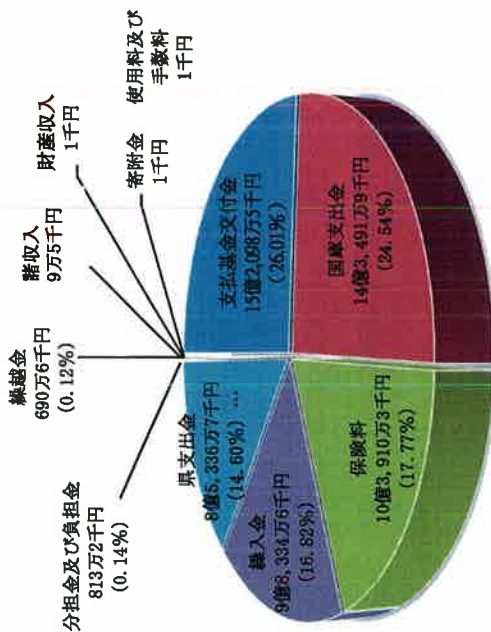
南房総市高齢者福祉事業(高齢者の生活支援サービス)

令和3年4月1日現在

事業名	対象となる方	内容	自己負担額
1 「食」の自立支援事業 (配食サービス)	以下の世帯で、日常の食生活において支援が必要な方 ①ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯 ②身体障害者手帳の1級、2級又は精神障害者保健福祉手帳の1級所持者のみの世帯	委託業者が安否確認もあわせて食事を自宅まで配達します。原則週5食までの置保確認等(2食まで)。 ※地区により配達曜日等が異なりますので詳しくは健康支援課までお問い合わせください。	1食当たり 前年度市町村民税非課税世帯 300円 課税世帯 500円
2 緊急通報システム事業	以下のいずれかに該当する方 ①ひとり暮らしの高齢者 ②要介護4又は要介護5と認定された方 ③ひとり暮らしの方で身体障害者手帳の1級又は2級の所持者	家庭用端末・ペンダント型無線発信機を貸与し、緊急時の対応を図る事業です。	0円 前年度市町村民税非課税世帯 300円 課税世帯 1,500円 ※設置料は前年度市町村民税課税世帯のみ6,300円
3 救急医療情報カプセル 配布事業	以下のいずれかに該当する世帯 ①ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯 ②身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者のみの世帯 ③日中、高齢者のみの世帯	救急時に必要な情報を適切な医療活動時に提供する。	カプセル配布は無料
4 高齢者介護用品 支給事業	要介護4又は要介護5と認定され、家族により介護されている前年度市町村民税非課税世帯に属する在宅の高齢者又は介護者	紙おむつ・尿とりパット・紙パンツを年間(年度)10万円の範囲内で現物支給します。 ※給付回数は年4回です。申請受付期間等の詳細については、お問合せ先にご確認ください。	[申請窓口・お問合せ先]南房総市千倉町瀬戸2705-6 電話:44-3577
5 高齢者家族介護 慰労事業	過去1年以上継続して要介護4又は要介護5の方で以下に該当する方 ・前年度市町村民税非課税世帯に属する在宅の要介護高齢者で、介護サービスを受用している同一世帯の方	在宅で介護している同一世帯の方に慰労金として年額10万円を支給します。 ※申請後は、年に1回の状況届けが必要で、	0円 被保護世帯 2,220円
6 生活管理指導短期宿泊 事業(ショートステイ)	介護保険のサービスの対象にならない在宅の高齢者で、社会適応が困難なため生活支援等の必要がある方	看護老人ホーム等への一時的な宿泊により、生活習慣の指導等を行います。1年間 原則14日間まで。 ※利用に当たっては、診断書等の提出が必要です。	0円 被保護世帯以外 2,220円
7 外出支援タクシー利用 助成事業	65歳以上の方で、以下の全てに該当する方 ①前年度の市町村民税が非課税の方又は運転免許返納者である方(公安委員会が発行する運転経歴証明書などを持っている方)、運転免許を保有したことがない又は失効している方 ②要介護1から要介護5の認定を受けていない方 ③自家用車を所有しない方 ④福祉タクシー及び外出支援バス利用助成事業の受給者でない方	高齢者外出支援タクシー利用助成券(1回の利用につき700円の助成)を、25枚を限度に交付します。	降車の際に助成券1枚を運転手に渡し、利用料金から助成額(700円)を差し引いた額を本人が支払います。
8 外出支援バス利用 助成事業	65歳以上の方で、以下の全てに該当する方 ①前年度の市町村民税が非課税の方又は運転免許返納者である方(公安委員会が発行する運転経歴証明書などを持っている方)、運転免許を保有したことがない又は失効している方 ②要介護1から要介護5の認定を受けていない方 ③自力でバスの乗り降りが可能で、乗車中の身の安全を介添え無しに行える方 ④福祉タクシー及び外出支援タクシー利用助成事業の受給者でない方	高齢者外出支援バス利用助成券(1回の利用につき160円の助成)を、60枚を限度に交付します。	降車の際に助成券1枚を運転手に渡し、利用額から助成額(160円)を差し引いた額を本人が支払います。
9 介護予防通所事業 (お達者サロン)	家に閉じこもりがちな等の理由から介護予防の必要がある方	地域の公民館等で、生活指導・機能訓練・趣味活動等を通1回程度行います。	[申請窓口・お問合せ先]南房総市千倉町瀬戸2705-6 電話:44-3577 利用料金・送迎等につきましては、お問合せ先に確認ください。
10 見守りシール配布事業	以下に該当する方 ①行方不明となり、防災行政無線による推索放送を利用したことがある方 ②道に迷って家が見つからなくなり帰ることができずに、警察に連絡、保護されたことがある方又はそれに準ずる方	QRコード入りの見守りシールを、衣服やカバンなどに貼って使用し行方不明を早期に見発見保護する事業です。	シール配布は無料
11 わんわんパトロール隊	南房総市に住所がある方で、狂犬病予防注射をした愛犬とマナーを守って散歩している方	日頃の愛犬との散歩の際に防犯パトロールグッズ(わんパト)を装着しながら、気軽に子ども達や気になる高齢者等の地域の見守り活動をするボランティアとして、犯罪の起きにくい安心安全なまちづくりの推進をしていく事業です。	防犯パトロールグッズ(わんパト)は無料

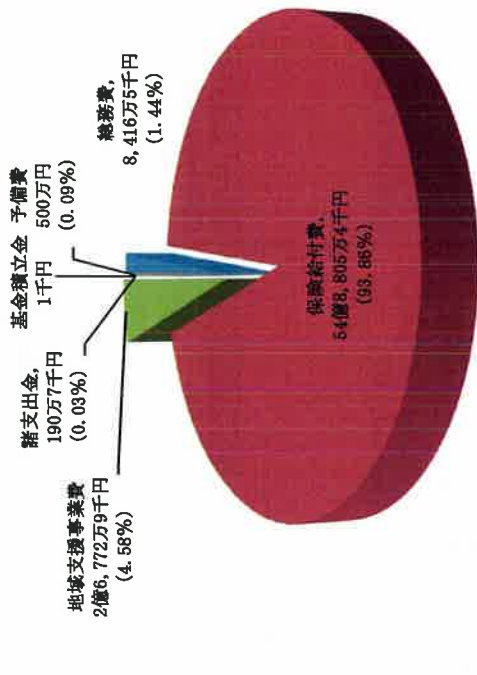
6 介護保険特別会計予算(令和3年度)

歳入予算 総額58億4,685万6千円



保険料 (17.77%)
 介護保険料(普通徴収保険料・特別徴収保険料)
分租金及び負担金 (0.14%):食の自立支援事業負担金
国庫支出金 (24.54%)
 介護給付費負担金・財政調整交付金・地域支援事業交付金等
支払基金交付金 (26.01%)
 介護給付費交付金・地域支援事業費交付金
県支出金 (14.80%)
 介護給付費負担金・地域支援事業費交付金
財産収入:利子及び配当金
寄付金
繰入金 (16.82%)
 繰入金・介護給付費繰入金・地域支援事業費繰入金・低所得者
 保険料軽減繰入金・介護給付費準備基金繰入金
繰越金 (0.12%):前年度繰越金
雑収入:延滞金、加算金及び過料・第三者納付金・返納金

歳出予算 総額58億4,685万6千円



雑務費 (1.44%)
 一般管理費・賦課徴収費・認定審査会費・趣旨普及費
保険給付費 (93.86%)
 介護保険サービス費(在宅サービス・施設サービス・地域密着型サービス等)
 地域支援事業費 (4.58%)
 介護予防・生活支援サービス事業費・一般介護予防事業費
雑支出 (0.03%)
 第1号被保険者保険料還付金・国庫負担金等償還金等
基金積立金
 介護給付費準備基金積立金
予備費 (0.09%)
 予測できない支出に備えて計上される経費

特別会計予算は事業計画に基づき編成

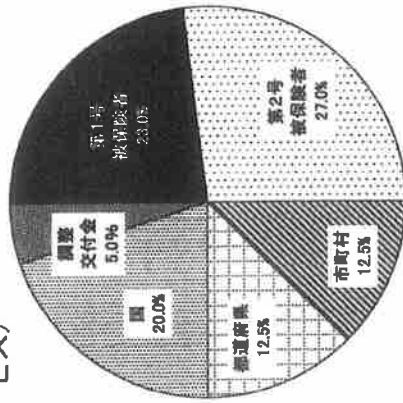
介護保険の財源構成

介護給付費は、50%を保険料（第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料）、50%を公費（国・都道府県・市町村）で負担します。第1号保険料の負担割合は、第6期計画では22%でしたが、第7期計画では23%となります。

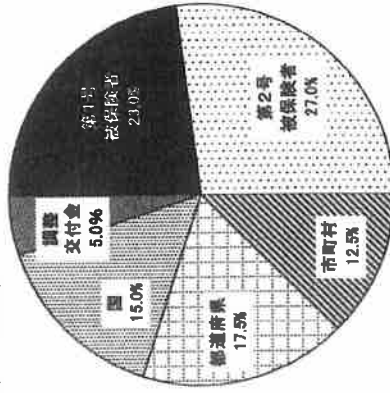
また、公費の国庫負担分の居宅給付費の25%、同じく施設等給付費の20%のうち5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するため、調整交付金として交付されます。公費負担の割合は、居宅サービスと施設サービスで異なっています。

地域支援事業は、実施する事業によって財源構成が異なります。地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の費用は、居宅介護給付の負担割合と同じですが、包括的支援事業・任意事業の財源は、第1号被保険者の保険料と公費によって構成されています。

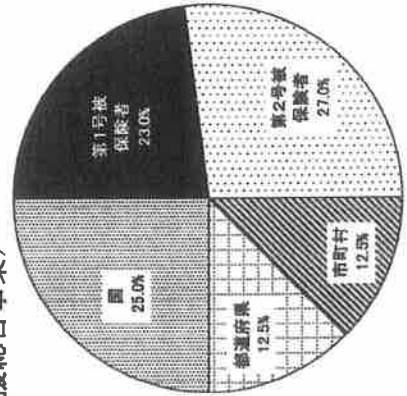
■標準給付費（居宅サービス）



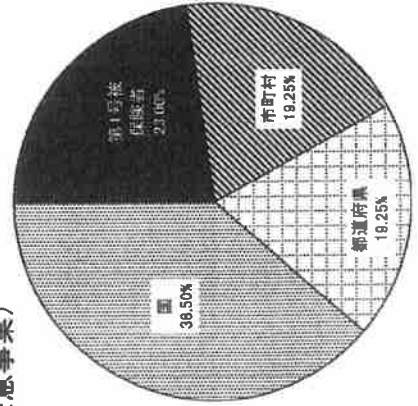
■標準給付費（施設サービス）



■地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業）



■地域支援事業費（包括的支援事業、任意事業）



7 介護保険料(第1号被保険者保険料)

(1) 平成30～令和2年度の介護保険料 (月額:5,600円)

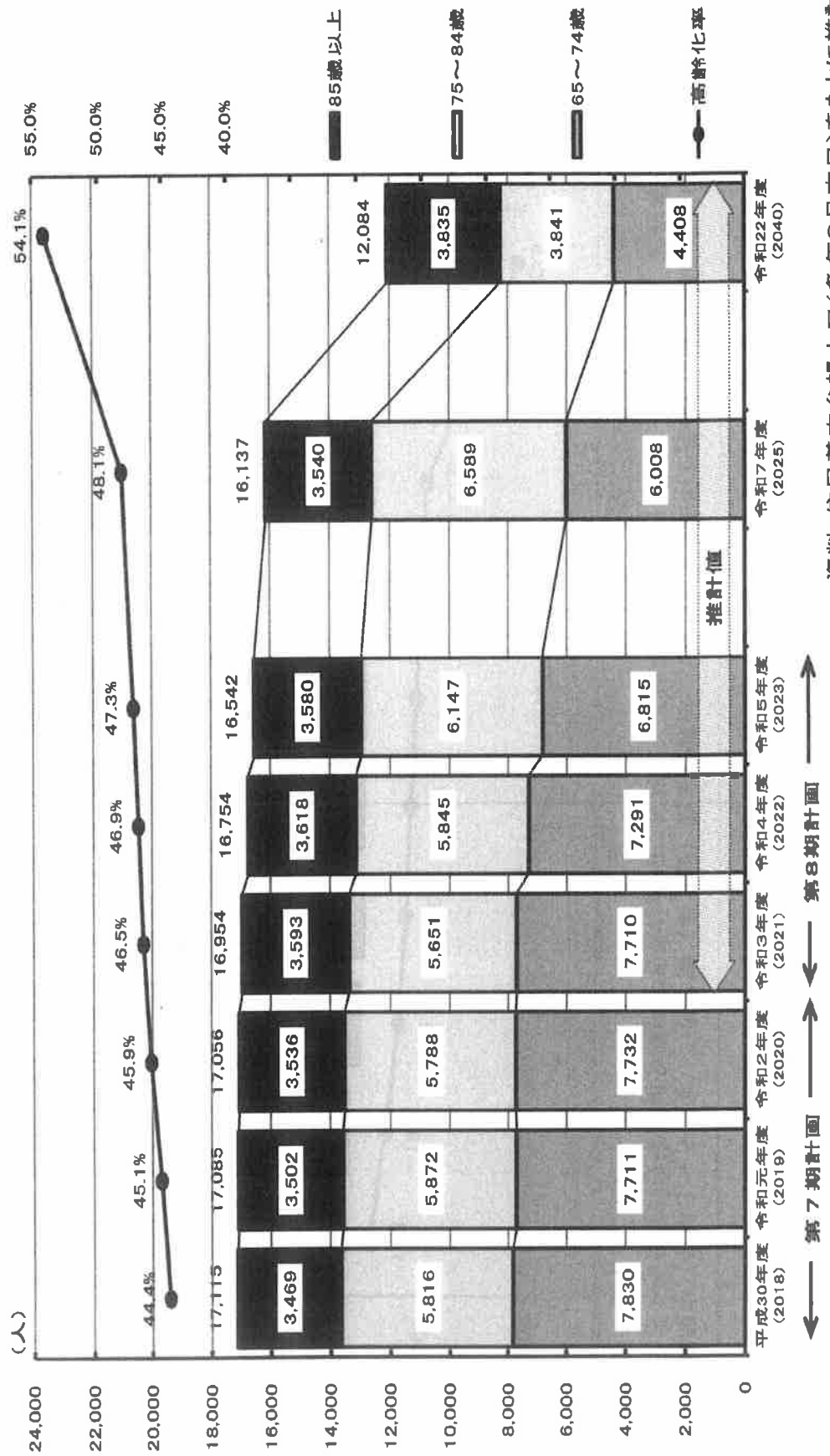
所得段階	所得等の条件	料率	保険料額(年額)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の人、世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	0.50→0.30	33,600円 20,200円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	0.75→0.50	50,400円 33,600円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える人	0.75→0.70	50,400円 47,100円
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	0.90	60,500円
第5段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える人	1.00	67,200円
第6段階	本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	80,700円
第7段階	本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.30	87,400円
第8段階	本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.50	100,800円
第9段階	本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が300万円以上の人	1.70	114,300円

(2) 令和3～5年度の介護保険料 (月額:5,600円)

所得段階	所得等の条件	料率	保険料額(年額)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の人、世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	0.50→0.30	33,600円 20,200円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	0.75→0.50	50,400円 33,600円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える人	0.75→0.70	50,400円 47,100円
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	0.90	60,500円
第5段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える人	1.00	67,200円
第6段階	本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	80,700円
第7段階	本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	87,400円
第8段階	本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	100,800円
第9段階	本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が320万円以上の人	1.70	114,300円

8 高齢者人口・高齢化率の推計

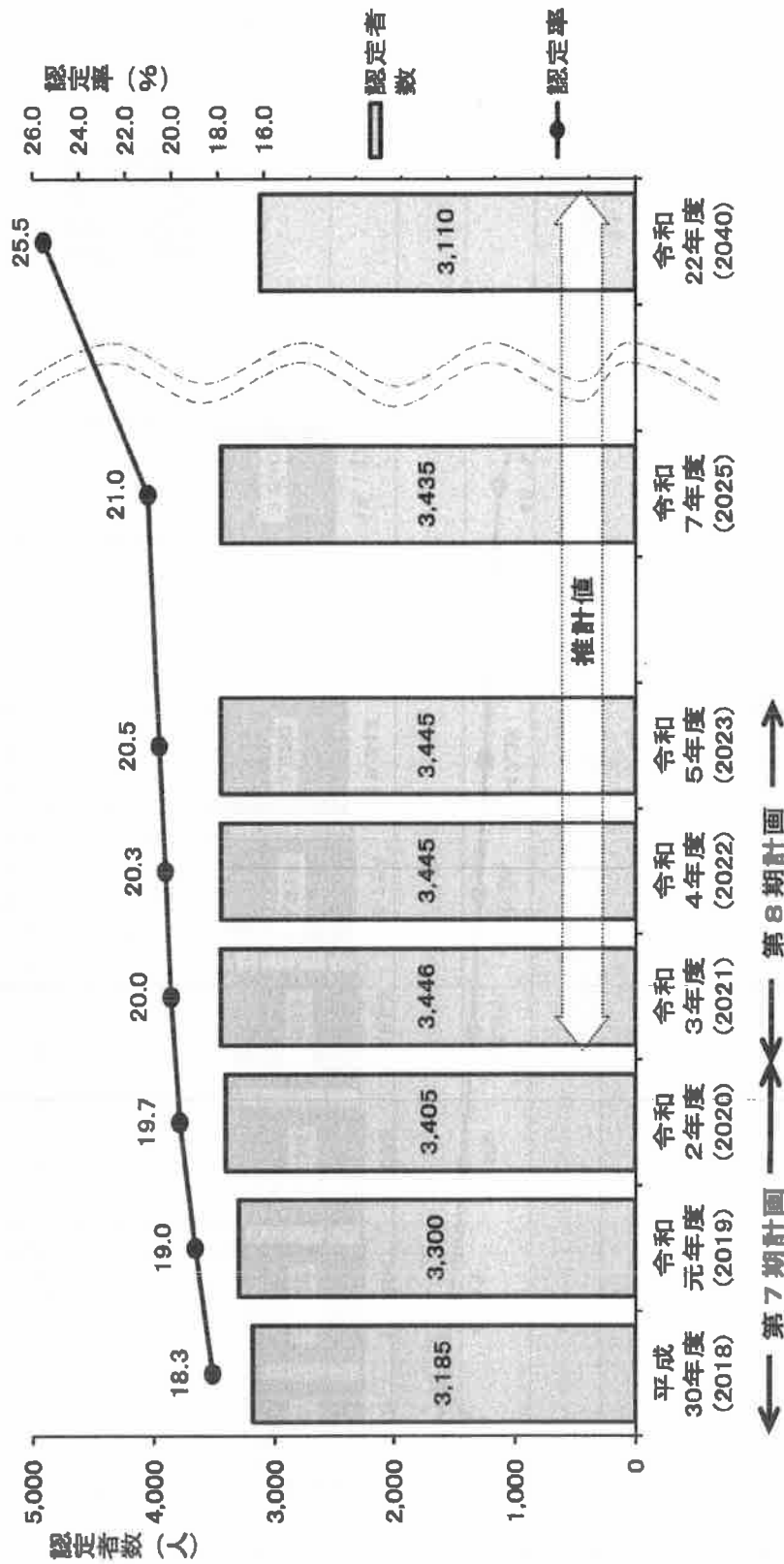
住民基本台帳人口をもとに高齢者人口の推計を行うと、第8期の計画期間（令和3～5年度）の高齢者人口は1.6万人台後半で推移し、令和7年度には1.6万人程度、令和22年度には1.2万人程度に減少すると予想されます。一方、総人口も減少が予想されることから、高齢化率は増加が続き、令和7年度には48%程度、令和22年度には54%程度になると予想されます。



資料: 住民基本台帳人口 (各年9月末日) をもとに推計

9 要介護認定者の推計

計画期間中（令和3～5年度）の要介護（要支援）認定者数は、3,4千人台の前半で推移し、要介護認定率は20%程度で推移すると予想されます。要介護認定者数は微増で推移し、高齢者人口の減少に伴い、長期的には、認定者は減少し、認定率は上昇の見込みです。



※認定者数：第2号被保険者を含む認定者数

※認定率：第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者(第2号被保険者を除く)の割合。

出典：地域包括ケア「見える化システム」による推計結果

介護保険事業運営協議会資料(令和3年度第1回会議)

介護保険事業計画の実施状況について

- 1 介護保険事業計画の実施状況
- 2 第1号被保険者及び要介護認定者の状況
- 3 要介護認定の実施状況
- 4 介護保険サービス利用者数等(計画値)と実績
- 5 介護予防・生活支援サービス事業負担金 執行状況
- 6 在宅福祉サービスと家族支援の進捗状況
- 7 第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価について

健康支援課 介護保険係・高齢者福祉係

1 介護保険事業計画の実施状況

第1号被保険者数、要介護認定者数等

	平成30年度			令和元年度			令和2年度			
	計画値	実績値	比較	計画値	実績値	比較	計画値	実績値	比較	
第1号被保険者数	(人)	17,088	17,095	100.0%	17,051	17,084	100.2%	16,987	17,057	100.4%
要介護認定者数	(人)	3,109	3,132	100.7%	3,109	3,250	104.5%	3,119	3,356	107.6%
要介護認定率	(%)	18.2	18.3	100.7%	18.2	19.0	104.3%	18.4	19.7	107.2%
総給付費	(円)	4,810,911,000	4,566,423,679	94.9%	4,987,997,000	4,732,620,266	94.9%	5,225,082,000	4,876,429,307	93.3%
施設サービス	(円)	1,889,934,000	1,919,053,205	101.5%	1,949,136,000	2,025,987,581	103.9%	2,058,486,000	2,129,248,486	103.4%
居住系サービス	(円)	400,041,000	411,725,104	102.9%	405,090,000	437,534,801	108.0%	419,075,000	460,766,659	109.9%
在宅サービス	(円)	2,520,936,000	2,235,645,370	88.7%	2,633,771,000	2,269,097,884	86.2%	2,747,521,000	2,286,414,162	83.2%
第1号被保険者1人あたり給付費	(円)	281,537.4	267,120.4	94.9%	292,534.0	277,020.6	94.7%	307,593.0	285,890.2	92.9%

【実績値】「第1号被保険者数」、「要介護認定者数」、「要介護認定率」は厚生労働省「介護保険事業状況報告」6月報。
 「総給付費」は厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年、令和2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）
 【計画値】介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値
 ※「第1号被保険者1人あたり給付費」は「総給付費」を「第1号被保険者数」で除して算出
 ※「第1号被保険者1人あたり給付費の累計」は「総給付費」の3ヵ年合算分を「第1号被保険者数」の3ヵ年合算分で除して算出

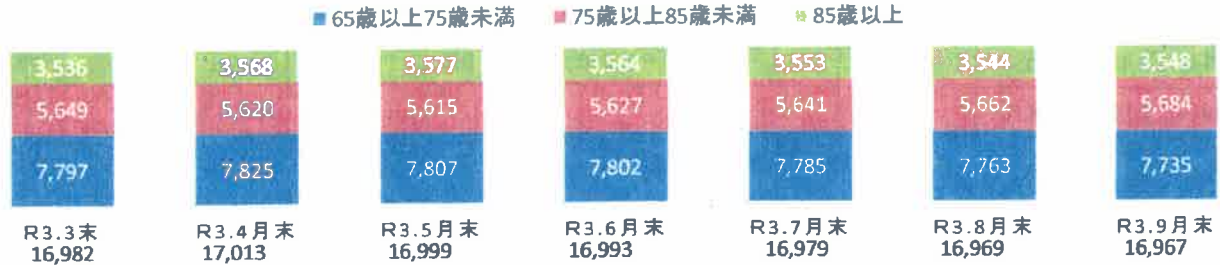
2 第1号被保険者及び要介護認定者の状況

(1) 第1号被保険者数

単位：人

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (9月末現在)
被保険者数	16,784	16,984	17,052	17,095	17,084	17,057	16,967

第1号被保険者数(令和3年度)



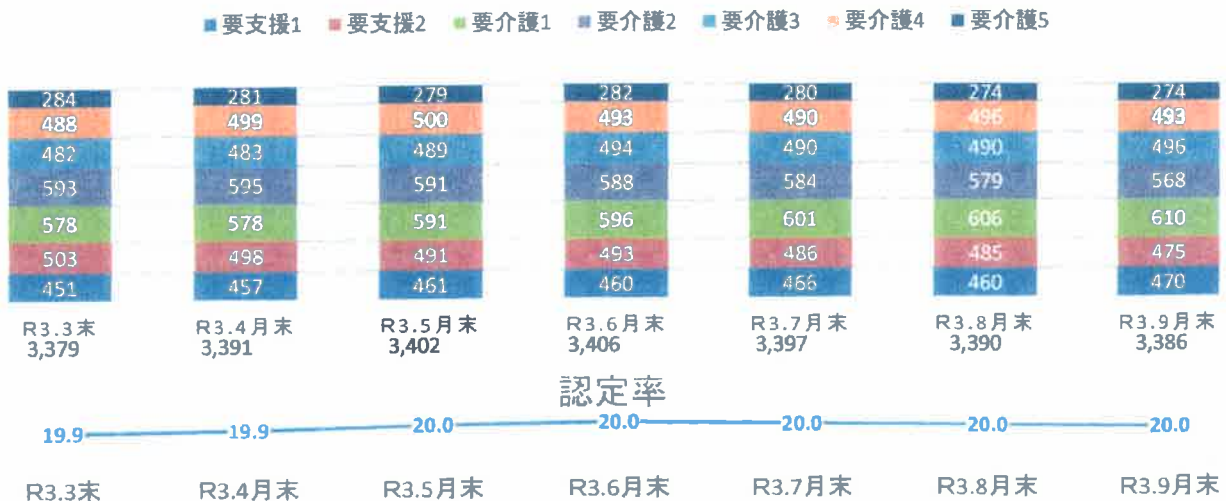
(2) 要介護(支援)認定者数

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (9月末現在)
要介護(支援)認定者	3,036	3,087	3,138	3,185	3,300	3,405	3,340
要支援1	349	339	382	422	434	444	467
要支援2	430	495	510	467	498	496	466
要介護1	400	404	441	474	497	554	609
要介護2	592	611	563	579	611	611	559
要介護3	489	487	462	473	469	491	488
要介護4	471	440	472	460	472	496	484
要介護5	305	311	308	310	319	313	267
うち第1号被保険者数	2,970	3,030	3,081	3,132	3,250	3,356	3,386
要支援1	343	334	376	417	430	441	470
要支援2	421	486	502	456	490	486	475
要介護1	394	400	435	469	493	553	610
要介護2	579	594	547	564	594	600	568
要介護3	478	481	455	466	463	485	496
要介護4	461	434	467	455	465	483	493
要介護5	294	301	299	305	315	308	274

※第1号被保険者数及び認定者数は各年9月末現在の人数(平成27～令和3年度事業状況報告より)

要介護(要支援)認定者数(令和3年度)



3 要介護認定の実施状況

(1) 申請受付状況

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (4~10月)
申請件数		3,250	3,300	3,364	3,299	3,402	2,151	1,162
内訳	新規申請	875	926	902	1,013	989	956	512
	更新申請	2,151	2,137	2,154	1,967	2,096	897	477
	変更申請	224	237	308	319	317	298	173
一月当たりの申請件数		271	275	280	275	284	179	166
職権による有効期間延長		—	—	—	—	—	1,183	151

(2) 認定審査会実施状況

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (4~10月)
開催回数	審査会	116	118	116	120	117	75	0
	書面	—	—	—	—	—	37	70
審査件数	審査会	3,110	3,246	3,323	3,152	3,225	1,651	—
	書面	—	—	—	—	—	485	1,040
開催回数 (一月当たり)	審査会	9.7	9.8	9.7	10.0	9.8	—	—
	書面	—	—	—	—	—	—	—
審査件数 (1回当たり)	審査会	26.8	27.5	28.6	26.3	27.6	22.0	—
	書面	—	—	—	—	—	13.1	14.9

4 介護保険サービス利用者数等（計画値）と実績

(1) 介護予防サービス

介護予防サービス	単位	平成30年度 (計画値)	平成30年度 (実績値)	比較	令和元年度 (計画値)	令和元年度 (実績)	比較	令和2年度 (計画値)	令和2年度 (実績)	比較
介護予防訪問介護	人数(人)	—	0	—	—	—	—	—	—	—
介護予防訪問入浴介護	人数(人)	1	0	△ 1	1	0	△ 1	1	1	0
	回数(回)	4	0	△ 4	4	0	△ 4	4	5	1
介護予防訪問看護	人数(人)	19	23	4	19	21	2	19	21	2
	回数(回)	76	99	23	76	83	7	76	80	4
介護予防訪問リハビリテーション	人数(人)	30	10	△ 20	37	16	△ 21	45	26	△ 19
	回数(回)	320	104	△ 216	384	177	△ 207	460	268	△ 192
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	23	20	△ 3	28	23	△ 5	31	21	△ 10
介護予防通所介護	人数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	183	160	△ 23	209	156	△ 53	234	149	△ 85
介護予防短期入所生活介護	人数(人)	9	6	△ 3	9	6	△ 3	9	4	△ 5
	日数(日)	42	28	△ 14	42	23	△ 19	42	24	△ 18
介護予防短期入所療養介護(老健)	人数(人)	3	1	△ 2	3	2	△ 1	4	1	△ 3
	日数(日)	12	8	△ 4	12	10	△ 2	16	6	△ 10
介護予防短期入所療養介護(病院等)	人数(人)	1	0	△ 1	1	0	△ 1	1	0	△ 1
	日数(日)	1	0	△ 1	1	0	△ 1	1	0	△ 1
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	241	225	△ 16	273	243	△ 30	304	266	△ 38
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	11	6	△ 5	12	6	△ 6	13	7	△ 6
介護予防住宅改修	人数(人)	9	4	△ 5	9	5	△ 4	9	5	△ 4
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	17	16	△ 1	20	17	△ 3	25	19	△ 6

地域密着型介護予防サービス	単位	平成30年度 (計画値)	平成30年度 (実績値)	比較	令和元年度 (計画値)	令和元年度 (実績)	比較	令和2年度 (計画値)	令和2年度 (実績)	比較
介護予防認知症対応型通所介護	人数(人)	2	0	△ 2	2	0	△ 2	2	0	△ 2
	回数(回)	4	0	△ 4	4	0	△ 4	4	3	△ 1
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	3	9	6	3	7	4	4	4	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	1	0	△ 1	1	0	△ 1	1	0	△ 1

介護予防支援	人数(人)	599	355	△ 244	620	364	△ 256	641	384	△ 257
--------	-------	-----	-----	-------	-----	-----	-------	-----	-----	-------

※回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

(2) 介護サービス

居宅サービス	単位	平成30年度 (計画値)	平成30年度 (実績値)	比較	令和元年度 (計画値)	令和元年度 (実績)	比較	令和2年度 (計画値)	令和2年度 (実績)	比較
訪問介護	人数(人)	434	411	△ 23	435	404	△ 31	440	389	△ 51
	回数(回)	9,999	8,728	△ 1,271	10,108	7,868	△ 2,240	10,276	7,602	△ 2,674
訪問入浴介護	人数(人)	49	51	2	51	49	△ 2	53	52	△ 1
	回数(回)	284	270	△ 14	295	251	△ 44	306	261	△ 45
訪問看護	人数(人)	195	173	△ 22	204	176	△ 28	205	181	△ 24
	回数(回)	959	773	△ 186	991	745	△ 246	995	797	△ 198
訪問リハビリテーショ ン	人数(人)	78	53	△ 25	102	65	△ 37	125	66	△ 59
	回数(回)	980	472	△ 508	1,295	538	△ 757	1,596	631	△ 965
居宅療養管理指導	人数(人)	275	261	△ 14	279	257	△ 22	285	241	△ 44
通所介護	人数(人)	497	489	△ 8	499	484	△ 15	506	466	△ 40
	回数(回)	4,892	4,664	△ 228	4,896	4,640	△ 256	4,958	4,472	△ 486
通所リハビリテーショ ン	人数(人)	293	286	△ 7	343	290	△ 53	347	288	△ 59
	回数(回)	2,249	2,109	△ 140	2,625	2,048	△ 577	2,649	1,996	△ 653
短期入所生活介護	人数(人)	218	223	5	222	225	3	235	205	△ 30
	日数(日)	3,024	2,630	△ 394	3,082	2,935	△ 147	3,264	2,907	△ 357
短期入所療養介護(老 健)	人数(人)	58	45	△ 13	59	50	△ 9	60	40	△ 20
	日数(日)	558	419	△ 139	567	486	△ 81	574	396	△ 178
短期入所療養介護(病 院等)	人数(人)	2	1	△ 1	3	2	△ 1	4	0	△ 4
	日数(日)	24	10	△ 14	40	17	△ 23	40	0	△ 40
福祉用具貸与	人数(人)	797	744	△ 53	820	781	△ 39	844	810	△ 34
特定福祉用具購入費	人数(人)	17	17	0	18	17	△ 1	18	18	0
住宅改修費	人数(人)	11	9	△ 2	11	7	△ 4	12	9	△ 3
特定施設入居者生活介 護	人数(人)	43	45	2	44	55	11	48	61	13

地域密着型サービス	単位	平成30年度 (計画値)	平成30年度 (実績値)	比較	令和元年度 (計画値)	令和元年度 (実績)	比較	令和2年度 (計画値)	令和2年度 (実績)	比較
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人数(人)	0	0	0	8	0	△ 8	15	0	△ 15
夜間対応型訪問介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	人数(人)	52	51	△ 1	54	56	2	58	53	△ 5
	回数(回)	838	684	△ 154	914	688	△ 226	1,007	651	△ 356
小規模多機能型居宅介 護	人数(人)	69	55	△ 14	69	52	△ 17	74	52	△ 22
認知症対応型共同生活 介護	人数(人)	98	96	△ 2	98	96	△ 2	98	97	△ 1
地域密着型特定施設入 居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	人数(人)	32	30	△ 2	32	30	△ 2	32	29	△ 3
看護小規模多機能型居 宅介護	人数(人)	1	0	△ 1	1	0	△ 1	1	1	0
地域密着型通所介護	人数(人)	225	174	△ 51	230	193	△ 37	239	191	△ 48
	回数(回)	2,043	1,672	△ 371	2,082	1,750	△ 332	2,157	1,772	△ 385

施設サービス	単位	平成30年度 (計画値)	平成30年度 (実績値)	比較	令和元年度 (計画値)	令和元年度 (実績)	比較	令和2年度 (計画値)	令和2年度 (実績)	比較
介護老人福祉施設	人数(人)	304	305	1	316	326	10	347	346	△ 1
介護老人保健施設	人数(人)	248	225	△ 23	256	233	△ 23	264	234	△ 30
介護医療院	人数(人)	0	0	0	0	1	1	0	9	9
介護療養型医療施設	人数(人)	44	51	7	44	55	11	44	46	2

居宅介護支援	人数(人)	1,231	1,236	5	1,233	1,251	18	1,248	1,281	33
--------	-------	-------	-------	---	-------	-------	----	-------	-------	----

※回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

※資料：介護保険事業状況報告(H30・R1・R2年報)・保険料算出シート

5 介護予防・生活支援サービス事業負担金 執行状況

(単位: サービス費、委託料は円)

	実施状況		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問型サービス費	42,573,028	40,768,665	42,543,830
決定件数	2,227	2,120	2,176
通所型サービス費	75,838,364	77,460,534	72,503,749
決定件数	2,858	2,927	2,666
高額総合事業サービス費	205,430	264,082	210,575
決定件数	86	69	54
介護予防ケアマネジメント委託料	12,081,800	11,848,353	11,509,038
委託件数	2,730	2,673	2,606

6 在宅福祉サービスと家族支援の進捗状況

(1)「食」の自立支援事業

在宅の一人暮らし高齢者等で支援が必要な人を対象に、健康で自立した生活を送ることができるよう、配食サービスと安否確認を行い食生活の改善と健康増進を図っています。

栄養改善とともに食事の楽しみと関心を高め、生活の質の向上につなげることができるよう本事業を推進していきます。

区 分	実 施 状 況		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間利用件数(延件数)	17,309食	14,951食	16,815食

(2)介護用品支給事業

介護用品支給事業は、在宅で低所得世帯の重度要介護高齢者又は介護者に対し紙おむつ、紙パンツ、尿取りパットを年間10万円を限度額として現物支給する制度です。

事業を継続実施し、介護者の経済的負担の軽減を図ります。

区 分	実 施 状 況		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間利用件数(人)	47人	47人	40人

(3)家族介護慰労事業

家族介護慰労事業は、在宅で低所得世帯の重度要介護高齢者で介護サービスを過去1年以上利用しなかった人を介護している同一世帯の方に年間10万円を支給する制度です。事業を継続実施し、介護者の経済的負担の軽減を図ります。

区 分	実 施 状 況		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間利用件数(人)	0人	0人	0人

(4)権利擁護制度の利用促進

認知症等により判断能力が低下し、日常生活に支障がある高齢者について、本人の権利を守る成年後見制度、財産管理等を支援するの事業の利用を促進していきます。

区 分	実 施 状 況		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間申立件数(人)	0件	1件	4件
年間在宅助成件数(人)	1人	2人	1件
年間施設助成件数(人)	1人	2人	3人

(5)外出の支援

事業名 内容・方針

○外出支援サービス事業

＜社会福祉協議会＞ 単独では公共交通機関の利用が困難な在宅の高齢者に対し、医療機関や公共機関、日用品の買物等のための外出支援サービスとして、ホームヘルパーにより各地区の拠点地から10キロメートル圏内を送迎しています。また、安房郡市の圏域内でボランティアによる移送サービスを行っています。

区 分	実 施 状 況		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
外出支援サービス(社協)年間件数	459件	204件 (10月で終了)	
ボランティア移送サービス(社協)年間件数	1,803件	1,955件	1,493件
外出支援バス利用助成(市)年間交付者数	257人	251人	294人
外出支援タクシー利用助成(市)年間交付者数	145人	147人	203人

(6)安否確認等の支援(緊急通報システム事業)

一人暮らしの高齢者等が病気やけが等の緊急事態になった場合に速やかな救助を行うため、緊急通報装置を貸与しています。

緊急ボタンを押すだけで、受信センターと通話ができ、利用者からの緊急通報を受け、状況に応じて協力員や親族への連絡や救急車の出動を要請します。また、緊急通報以外でも看護師等が生活や健康面での不安や悩みごとの相談を、24時間365日体制で受け付け、適切なアドバイスをを行います。

区 分	実 施 状 況		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間利用件数(人)	113人	101人	99人

(7)その他の支援(生活管理指導短期宿泊事業(ショートステイ))

生活管理指導短期宿泊事業は、要介護状態ではないものの基本的な生活習慣が欠如している高齢者が、体調不良時等に養護老人ホーム等に短期入所し、生活習慣等の指導を受けるサービスです。虐待により保護するケースや災害等で自宅に住むことができなくなった高齢者が短期入所するケースもあります。

区 分	実 施 状 況		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間利用件数(延日数)	4人(162日間)	3人(121日間)	5人(143日間)

介護保険事業運営協議会資料(令和3年度第1回会議)

指定地域密着型サービス事業所等の指定状況について

- 1 地域密着型サービス新規指定及び更新対象事業所
- 2 指定地域密着型サービス事業者の指定に係る同意状況

健康支援課 介護保険係

1 地域密着型サービス新規指定及び更新対象事業所

【新規指定】

No.	事業所名称	開設者名称	事業所所在地	利用定員	開設年月日	生活圏域	有効期間満了年月日
1	該当事業所 なし						

【指定更新】 地域密着型通所介護

No.	事業所名称	開設者名称	事業所所在地	利用定員	指定年月日	生活圏域	有効期間満了年月日
1	デイサービスセンターリブ チャペル丸山	社会福祉法人柚子 の会	南房総市安馬谷2119	10	平成28年4月1日	丸山	令和3年8月31日
2	つるかめデイサービスセン ター	株式会社鶴亀	南房総市千倉町瀬戸2360-1	9	平成28年4月1日	千倉	令和3年9月30日
3	デイサービスセンター千倉 苑	社会福祉法人松涛 会	南房総市千倉町瀬戸2712-24	18	平成28年4月1日	千倉	令和3年12月31日

(介護予防)認知症対応型通所介護(共用型)

No.	事業所名称	開設者名称	事業所所在地	利用定員	開設年月日	生活圏域	有効期間満了年月日
1	グループホーム夢ほーむ	社会福祉法人おか げさま	南房総市千倉町南朝夷1661	3	平成21年5月1日	千倉	令和3年4月30日

(介護予防)認知症対応型共同生活介護

No.	事業所名称	開設者名称	事業所所在地	利用定員	開設年月日	生活圏域	有効期間満了年月日
1	グループホーム美しの里	医療法人 美篤会	南房総市和田町松田715-1	18	平成16年2月1日	和田	令和4年1月31日

2 指定地域密着型サービス事業者の指定に係る同意状況

令和3年11月25日現在

【市外事業所の利用(指定)協議】

承認日	事業所名	協議先	協議理由	備考
4月20日	複合型サービス事業所フローラ	鴨川市	隣接地で、市内事業者によるサービス提供が困難であり、症状の管理等からサービス利用の必要性があるため	利用開始(R3.4.9～)
10月13日	センターケア看護小規模多機能型居宅介護事業所	館山市	隣接地で、市内事業者によるサービス提供が困難であり、症状の管理等からサービス利用の必要性があるため	利用開始(R3.10.11～)
10月25日	センターケア看護小規模多機能型居宅介護事業所	館山市	隣接地で、市内事業者によるサービス提供が困難であり、症状の管理等からサービス利用の必要性があるため	利用開始(R3.10.16～)

※南房総市の被保険者が他の自治体の地域密着型サービスを利用する場合

【市内事業所の利用(指定)同意】

同意日	事業所名	同意先	同意理由	備考
9月8日	小規模多機能・ろくじろう	館山市	隣接地で定員に空きがあり市内利用者の利用に支障がないと判断したため	
10月28日	小規模多機能・ろくじろう	墨田区	隣接地で定員に空きがあり市内利用者の利用に支障がないと判断したため	利用者住所:館山市

※他自治体の被保険者が南房総市の地域密着型サービスを利用する場合

第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

第7期介護保険事業計画に記載の内容					
項目番号	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	
1	<p>①自立支援、介護予防、重症化防止</p> <p>地域住民による通いの場「お選者サロン」は、平成28年度から社会福祉協議会を通じ運営に対して支援をしている。平成30年4月現在のサロンは、19箇所で開催している。</p> <p>地域ケアチーム会議を中心に、地域リハビリ部会を設置し、医療・福祉・介護の連携により、介護予防活動から介護保険サービス提供までの切れ目のないサービス提供体制を構築する必要性がある。</p> <p>平成29年度のリハビリテーション専門職の介護予防活動への関与回数：13回</p> <p>地域内のリハビリテーションに関する専門職（PT、OT、ST）の人的資源が少なく、職能団体としての活動もない。また、専門職を各サロン、介護予防教室などに派遣依頼をする場合、調整に苦慮することがある。</p>	<p>一般介護予防事業の推進</p> <p>地域介護予防活動支援事業の推進</p> <p>地域リハビリテーション活動支援事業の推進</p>	<p>住民に地域リハビリテーションの必要性を理解してもらい、住民主体の運営による体操教室の立ち上げを支援し、住み慣れた地域での通いの場を充実させる。</p> <p>地域における介護予防の取り組みを強化するために、事業者やリハビリテーション専門職の連携を図る。</p> <p>高齢者の健康増進と介護予防の一体的実施</p> <p>市民の健康寿命延伸について、市役所の関連部署で構成する「健康寿命延伸プロジェクトチーム」を設置し、現在、重点化を防止する施策の開発や企画調整を行っている。また、健康寿命延伸に対する取り組みとして、市民の健康増進や市民サービスの向上を目的に、令和3年3月に民間企業と健康寿命延伸に係る包括連携協定を締結した。</p>	<p>【地域リハビリテーション活動支援事業】</p> <p>リハビリテーション専門職の介護予防活動関与回数(活動派遣回数)</p> <p>令和2年度実績: 35回/年</p> <p>令和2年度実績: 0回/年</p> <p>令和2年度は、コロナ禍の状況下、事業については、未実施であったが、今後の事業実施に向けて、地域リハビリ部会と打合せを行った。</p> <p>【住民主体の運営による体操教室の開催】</p> <p>令和2年度目標: 3箇所</p> <p>コロナ禍の状況下、多くのサロンや認知症カフェが活動休止を余儀なくされ、未開催となった。</p> <p>【高齢者の健康増進と介護予防の一体的実施】</p> <p>市民の健康寿命延伸について、市役所の関連部署で構成する「健康寿命延伸プロジェクトチーム」を設置し、現在、重点化を防止する施策の開発や企画調整を行っている。また、健康寿命延伸に対する取り組みとして、市民の健康増進や市民サービスの向上を目的に、令和3年3月に民間企業と健康寿命延伸に係る包括連携協定を締結した。</p>	<p>令和2年度(年度末実績)</p> <p>課題と対応策</p> <p>【地域リハビリテーション活動支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> リハビリ専門職との連携により、障害の程度に応じた体操指導や筋力トレーニング指導を展開していくとともに地域で指導を担える人材を養成する。 コロナ禍の状況の中ではあるが、介護予防の取組として、地域での健康教育や健康相談の場やサロン等に、基幹型地域包括支援センターが調整しリハビリ専門職を派遣する。 【住民主体の運営による体操教室の開催】 コロナ禍における新しい生活様式での通いの場の開催方法について運営スタッフと検討していく。 コロナ禍の状況を踏まえながら、通いの場であるサロンや認知症カフェにおいて、住民主体の体操教室の開催に向け、リハビリ専門職の派遣や体操教室を開催する。 開催方法や実施内容について、リハビリ部会と検討していく。 基幹型地域包括支援センター職員が、通いの場に出向く等、状況把握し、ニーズに沿った事業展開を行う。 広報紙等を活用し、自宅で継続可能な体操等について周知する。 【高齢者の健康増進と介護予防の一体的実施】 令和4年度の介護予防事業の予算化に向け健康寿命延伸プロジェクトチームで引き続き健康増進事業について後討する。 保健事業と介護予防事業を一体的に進めるため、医療・介護・介護予防の統合的な分析を行い、地域課題の把握を行う。 健診や相談、訪問、通いの場等、多様な場を設けた健康増進等の活用により、健康状態の未把握者を含め、支援が必要な者の早期発見、早期支援に努める。 地域課題や困窮支援ニーズに基づく施策について、保健事業・介護予防事業の協力的な企画調整を図る。 民間企業の協力を得て市内関係部署において、健康づくり・介護予防やフレイルに関する取り組みを実施する。

第7期介護保険事業計画に記載の内容		令和2年度(年度末実績)				
項目番号	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)			
2	<p>②介護給付等費用の適正化</p> <p>○介護保険制度への信頼性や持続可能な制度構築の観点から、サービスの質の確保と費用の効率化を図るため、適正化に努める必要がある。</p> <p>○「見える化」システムによると、本市の認定者の状況では、県平均等と比べ要介護1の割合が低くなっているため、認定審査における認知症の判断基準等、審査を平準化する必要がある。</p> <p>○専門職の配置等、職員体制の確保ができず、これまでケアプラン点検を実施していない。研修等に参加し、職員の資質向上に努め、実施に向けた体制づくりを検討する必要がある。</p>	<p>①要介護認定の適正化</p> <p>②ケアプランの点検</p> <p>③住宅改修等の点検</p> <p>④医療情報との突合・縦覧点検</p> <p>⑤介護給付費通知</p>	<p>①認定調査員の集合同研修(年2回)、認定調査員以外の職員による資料の全件点検実施</p> <p>②ケアプランの点検件数(4~5事業所・10件/年)</p> <p>③住宅改修・福祉用具の全件審査</p> <p>④千葉県国民健康保険協同体連合会から提供されるデータを活用し医療情報と介護報酬支払情報と突合を行う。又、縦覧点検では適正化システムを活用し行う。</p> <p>⑤受給者に対し、介護報酬の請求及び費月の給付情報を通知する。</p>	<p>実施内容</p> <p>①認定調査員集合(内部)研修:R2.6月実施、外部研修:R3.2月動画視聴により実施。その他、毎月初旬に留意事項等の伝達。審査会資料の全件確認:2,136件</p> <p>②ケアプランの点検:7事業所、15件実施。(業務委託により外部講師の添削、アドバイスを受け、対面により実施)</p> <p>③住宅改修・福祉用具購入の全件書類点検:住宅改修172件、福祉用具321件</p> <p>④医療費突合:突合件数909件のうち、疑義のあった27件について通知、通院件数3件</p> <p>⑤介護給付適正化システムによる縦覧点検:4・8・10・1月の年4回実施。免送件数634件、過誤件数10件</p> <p>⑥給付費通知:12月発送 2,762件</p>	<p>自己評価</p> <p>○</p>	<p>課題と対応策</p> <p>ケアプラン点検については、保険者機能強化推進交付金を活用し一般会計事業として実施した。専門性が高いことや業務委託によるコスト面から今後も引き続き実施方法等について検討する。</p> <p>住宅改修等の点検では、リハビリ専門職が関与できる体制の整備に向け、既存組織の活用等を含め検討する。</p>

・数値目標の達成率 (◎: 80%以上、○: 60~79%、△: 30~59%、×: 29%以下)

・達成率が出しにくい場合、数値目標を設定していない場合: 「◎達成できた、△達成はやや不十分、×全く達成できなかった」